

令和6(2024)年度 柏崎市介護資格取得支援補助金のお知らせ

柏崎市福祉保健部介護高齢課

介護職員のスキルアップに伴う資質向上と定着を図るため、年度内に対象研修等を修了又は合格した介護職員を雇用している事業者に、対象経費の一部を補助します。

申請は、対象研修等の修了又は合格後に交付申請 兼 実績報告をする『事後申請』となります。

1 拠助金の概要

★は令和5(2023)年度からの変更部分

No.	対象研修等	対象経費	補助率 ★	補助上限額★
1	介護職員初任者研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)	1／3 ただし補助対象事業の修了又は合格に関する手当制度(修了又は合格により給与が上がるも)を整備している場合は、 2／3	6.6万円
2	介護職員実務者研修			10万円
3	介護支援専門員実務研修			3.9万円
4	介護支援専門員更新研修			2.9万円
5	介護支援専門員再研修			2.8万円
6	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ			2.9万円
7	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ			1.8万円
8	主任介護支援専門員研修			3.2万円
9	主任介護支援専門員更新研修			2.6万円
10	介護支援専門員実務研修受講試験 対策講座・受験料	職員等の講座受講費用及び 試験受験料 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)	2／3	4.2万円
11	介護福祉士試験対策講座・受験料	職員等の講座受講費用及び 試験受験料 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		3.3万円
12	介護職員喀痰吸引等研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)	1／2	4万円
13	認知症介護実践者研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		1万円
14	認知症介護実践リーダー研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		1.2万円

◆補助対象者

・対象研修等を修了又は合格した介護職員を雇用している柏崎市内の介護事業所を運営する事業者
※介護職員は、市内の介護事業所に所属している者に限る

※介護事業所とは、次の事業を行う施設のことをいう

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入所者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、(特定介護予防)福祉用具販売、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防支援、介護予防・日常生活総合事業、養護老人ホーム、軽費老人ホーム ★

◆交付の要件

- ・該当職員が、申請を行う年度内に対象研修等を修了又は合格していること
(例)令和7年3月31日に合格発表があった場合、申請期限は令和7年3月31日になります。
- ・他の補助金※を受給しておらず、受給する見込みもないこと ★
※新潟県の現任者向け資格取得支援事業費補助金 等
(↑修了前の申請が必要なため、ご注意ください。例年6月頃にホームページに掲載予定)

◆申請における注意事項	
① 補助金の交付は、各対象研修等について職員1人につき1回までとする (No.5 介護支援専門員再研修、No.6 介護支援専門員専門研修過程Ⅰ、No.7 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ 及びNo.9 主任介護支援専門員更新研修を除く)	
② 補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り捨てとする	
③ 研修費等の支払を事業者が負担していない場合(=職員の個人負担の場合)は、交付を受けた補助金を算定の対象となった職員に必ず交付すること	

2 補助金交付に係る申請方法(流れ)

★は令和5(2023)年度からの変更部分

(1) 研修受講の申し込み 又は 受験申し込み	
申込先	それぞれの研修又は試験の実施団体
対象研修等	市補助金の対象となる研修等は、表面「対象研修等」に記載のとおり
留意事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 介護資格取得支援補助金の交付申請は、<u>研修等の修了又は合格後の『事後申請』</u> (=下表(2)のとおり)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受講開始から修了までが次年度にかかる研修の場合は、<u>修了年度の申請期間内に交付申請をする</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対象研修等の受講費や受験料を支出したことがわかる書類(領収証、振込証の写し等)を必ず保管すること</p>

↓

受講・受験後	研修を受講し修了する 又は 試験を受験し合格
--------	------------------------

↓

(2) 介護資格取得支援補助金の交付申請(兼実績報告)	
事業完了日	研修の場合は研修修了日、試験の場合は合格発表日
申請期限 (3か月ごと)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月～6月に事業完了 ⇒ 令和6年7月末日まで ・令和6年7月～9月に事業完了 ⇒ 令和6年10月末日まで ・令和6年10月～12月に事業完了 ⇒ 令和7年1月末日まで ・令和7年1月～3月に事業完了 ⇒ 令和7年3月末日まで
提出書類	<p>①『柏崎市介護資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)』★ ※事業完了日が上記申請期限の同一期間内の場合、1つの申請にまとめられます ※法人内の複数事業所の申請を1つの申請にまとめられます</p> <p>②所要額内訳書★</p> <p>③補助対象事業の修了又は合格を証する書類</p> <p>④補助対象経費の支出を証する書類</p> <p>⑤対象職員の市内事業所での所属を確認できる書類(労働契約書の写し等)</p> <p>⑥給与の手当制度の内容を確認できる書類(給与規程等)★ ※No.1～11の対象研修等で補助率2/3を申請する場合にのみ提出</p> <p>⑦確約書※事業所等が研修費等の支払いを負担していない場合にのみ提出</p>

↓

申請後	柏崎市から補助金交付額の確定通知を受ける 補助金確定通知日から30日以内に補助金交付を受ける
-----	---